

1. 子ども虐待とは

1. 子ども虐待の定義

子ども虐待とは弱者としての子ども、強者としての大人という権力構造を背景とした子どもへの重大な権利侵害である。日本では 2000 年に児童虐待の防止等に関する法律（以下、防止法）が制定され、子ども虐待に身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待が含まれることが明記された。しかし、子ども虐待は保護者（現に児童を監護するものを含む）による虐待と定義されており、同居している兄や叔父からの性虐待は親のネグレクトに分類されるなどの無理が生じている。

子どものアドボケイトとして機能すべき小児科医として、防止法の定義は踏まえつつも、子どもの権利を守るという重大な使命を強く意識して、子ども虐待を子どもの側から判断することを常とする必要がある。保護者の行為は同じでも、子どもの脆弱性によって虐待を疑って行動を起こすかどうかは異なる。常に子どもの立場に立って考えることが必要である。

2. 子ども虐待対応の目的

子ども虐待対応の目的は子どもの心身の安全を守ることである。虐待による子どもの心身の危険は、外傷に限らない。最近の ACEs (adverse childhood experiences) 研究では、子ども虐待を始めとする小児期逆境体験がその後の様々な心身の問題に繋がること、そして寿命すら短くなることが明らかになっている。また、虐待を受けることにより、その後に被害を受けることが多くなったり、加害に至る危険も生じる。これらの危険から子どもを守ることが役目であり、親を罰することが役目ではない。できる限り、親子を支援して虐待のない家族となって、子どもを守ることができるよう対応が望まれる。

3. 子どもを守るために医療に期待されていること

子どもを虐待から守るための医療の役割には、①虐待の予防、②虐待の早期発見、③虐待の医療的評価、④初期対応（含通告、情報提供）、⑤福祉・警察・司法に対する医療の意見の提出、⑥在宅支援（要保護児童対策地域協議会への参加を含む）、⑦心身の治療、⑧検証への参加、などがある。子どもを虐待から守るために社会から期待されている役割を果たしていくことが小児科医に求められている。

①虐待の予防

小児科医として健診や受診の場を通して、親の子育ての困難さに寄り添い、支援し、子どもの声を代弁し、虐待に繋がらない養育を支援することが求められる。また、身体的障害や発達障害等で育てにくさがある時に、親が子どもの状況を理解するように支援して、虐待に至らないようにすることも重要な予防である。

②虐待の早期発見

医療者には虐待の早期発見が義務付けられている。しかし、虐待は常に隠されているものである。疑う眼を持たなければ早期発見はできない。本手引きに書かれていることを常日頃から意識して、子どもや親の SOS を見逃さないことが重要である。

③医学的評価

虐待の鑑別を含め、医療においてできる限りの医学的評価を行うことが求められている。そのための診察や検査は必ずしもその場での治療に結び付かないかもしれないが、虐待を疑って対応することで、その子の命が失われたり、重大な心身の傷を負うことから子どもを守ることができる。

④初期対応

子ども虐待は一人の医師だけで対応して解決することは困難である。子どもを守るには、病院内連携、医療機関間連携、多機関連携が必須である。疑ったら一人で抱え込まず、必ず連携して対応することが求められる。特に、児童相談所や市町村への通告や情報提供は法律で位置付けられた義務である。疑いを大事にして通告することが求められているのである。

⑤医療の意見の提出

福祉・警察・司法が子どもを守る過程で、医学的意見が求められることがある。子どもを守るためには適切な医学的意見を提出することが必要となる。ただ、医学的意見の書き方等に関して自信がない場合は、経験のある医療者に相談したり、依頼したりすることも必要になる。

⑥在宅支援

通告されて虐待があると考えられるケースの90%以上が在宅での支援となる。また、虐待に至る可能性がある要支援児童等に関して市区町村に情報提供することが努力義務となっており、通告同様、その情報提供は守秘義務違反にならないことが児童福祉法に明記されている。いずれの場合も児童相談所や市区町村福祉が支援をすることになるが、医療も協力する必要がある。要保護児童対策地域協議会（要対協）のケースの場合は、要対協に守秘義務がかかっているため、要対協の個別ケース検討会議では医療情報を提供することが可能である。要対協でのケアプランにおける医療機関の役割を明確に意識して、定期的な受診の状況などの情報を要対協で共有するなど、多機関で連携して子どもを守っていく必要がある。

⑦心身の治療

虐待を受けることにより、子どもの心身が傷つく。身体の治療とともに、傷ついた心の治療が必要になることも多い。適切な治療を提供するのは医療の役割である。

⑧重大事例検証への参加

子どもが死亡するなどの重大事例が起きた時には自治体での検証が行われる。関係した医療機関として協力したり、委員として医療者の参加も求められている。また、病院の場合は院内で事例を集積して定期的に検証したり、地域の福祉・警察・司法などと連携して事例の検証をすることも有意義である。